戸沢村障害者活躍推進計画

	1// 1 1 1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
機関名	戸沢村	
任命権者	戸沢村長	
計画期間	令和5年4月1日から令和7年3月31日(2年間)	
戸沢村における障害者に関す	令和3年度障害者任免状況通報により、法定雇用率が	
る課題	未達成であった。このため積極的な採用活動を行い、令	
	和4年11月1日時点では法定雇用率を達成するに至っ	
	た。定着状況もおおむね順調と考えているが、積極的な	
	採用の実現に向けた更なる体制整備や各種取組が必要で	
	ある。	
目標		
①採用に関する目標	【実雇用率】(各年6月1日時点)	
	(各年度) 当該年6月1日時点の法定雇用率以上	
	(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握	
②定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。	
	(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握	
③ワーク・エンゲージメント	当面は在籍している障害者に対するアンケート調査等	
	を実施し、把握に努めたい。	
取組状況		
1 障害者の活躍を推進する体制整備		
(1)組織面	ア 障害者雇用推進者として総務課長を選任	
	イ 役割分担及び各種相談先について、隋時更新を行う。	
(2)人材面	人事を担当する課長補佐又は係長を障害者職業生活相	
	談員に選定し、特別研修等を活用して障害者職業生活相	
	談員資格認定講習の受講をさせる。	
2障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
	現に在籍している障害のある職員、今後採用される障	
	害のある職員及び在籍中に障害が生じた職員等の能力や	
	環境に応じた職務の選定及び創出について検討する。	
	障害のある職員から業務についての相談等があった場	
	合は、所属課と相談しつつ、負担なく遂行できるよう職	
	務の選定及び創出について検討する。	

3	3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1)職務環境	ア 新規に採用した障害者については、必要に応じて面	
		接を実施し、継続的に必要な措置を講じる。	
		イ 上記措置を講じるに当たっては、障害者からの要望	
		を踏まえつつ、過重な負担にならない範囲で適切に実	
		施する。	
	(2)募集・採用	募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。	
		・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。	
		・自力で通勤できることといった条件を設定する。	
		・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。	
		・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援	
		が受けられること」といった条件を設定する。	
		・特定の就労支援機関からのみ受入れを実施する。	
そ	その他		
		国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推	
		進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等	
		を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。	

この取組は、村長部局、議会事務部局、教育委員会事務部局、選挙管理委員会事務部局、 農業委員会事務部局、監査委員事務部局における共通した取組みとして位置付け、障害を持 つ職員の活躍の推進に関する状況を把握し、改善すべき点について検討し対応していくも のとする。